

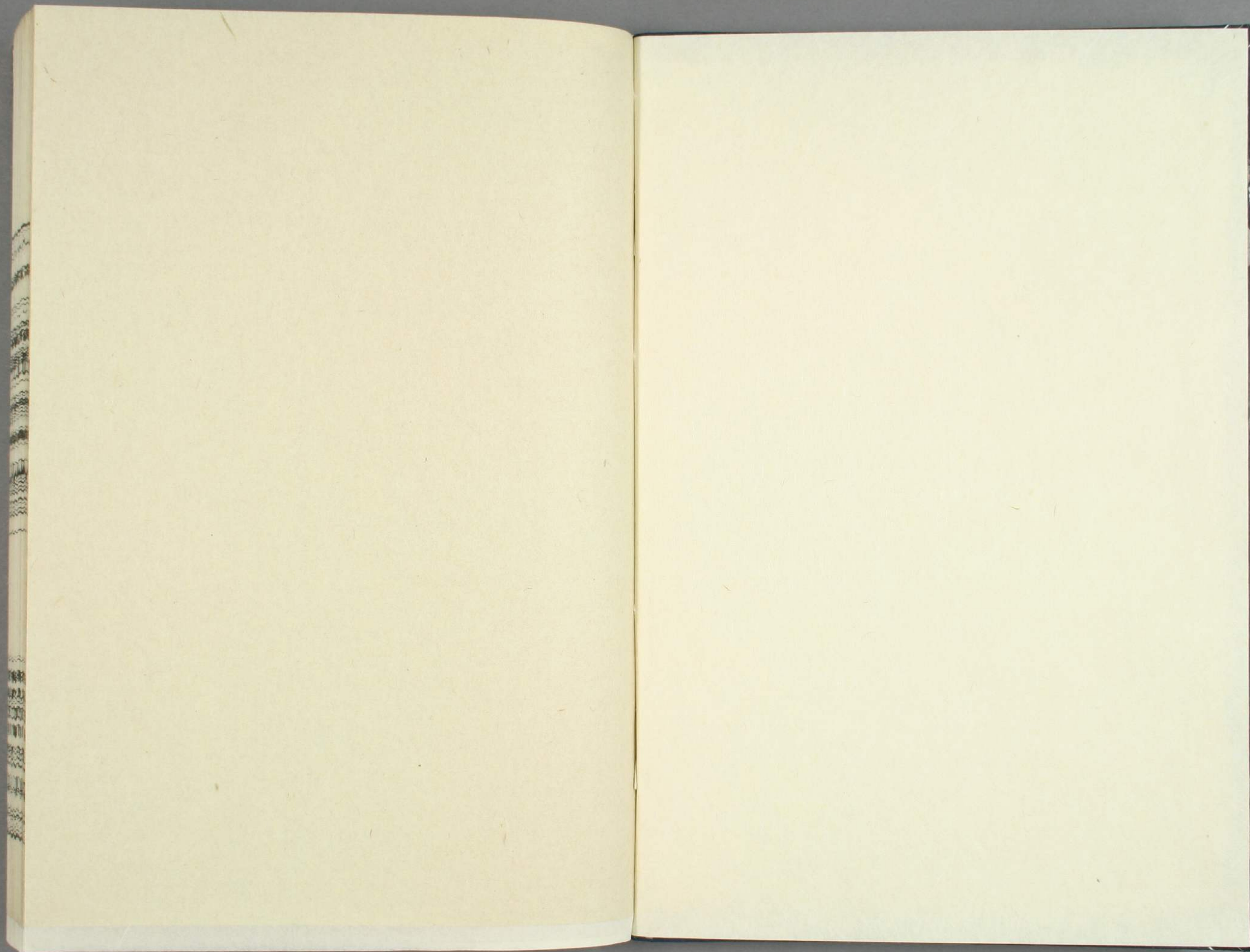


約例法論 第二篇卷二

洋学文庫  
文庫8  
C 158  
10









約例法論第二篇卷之二

目録

五嫁したる女と約定の事

イ女の嫁せざる内取結ひたる約定嫁して  
後如何なるべき事

ロ嫁したる女縁談取極りて後取結ひたる  
約定の事

ハ夫婦中妻の取結ひたる約定小付其妻を  
獨身の女として考ふべき時の事



約例法論第二篇卷之二 目録終

約例法論第二篇卷之二

五 嫁したる女と約定の事

① 女の嫁せざる内取結ひたる約定嫁して後如何なるべき事

凡そ女の未だ嫁せざる内取結ひたる約定は向其女嫁して後其事尚ほ未だ終らざる時、其約定より生ずる所の利益並に其約定は向公事を為さざるの權等、其夫の手中に落る事あり然れども其夫全く其權なきと云ふは非也其模様は由て又之に加ふるの權を備へあるなり故に



其丈ハ右の約定破約の事ハ尙公事起る時ハ其破約の事元来其女を我々家ハ引取り多々前  
 後ハ拘りら以獨り裁廳ハ出て自ら此公事をな  
 能ハざるなり是を以て丈縁證を取極めて後  
 右公事の權を今く我々所有となし置らざれば  
 妻没して丈之ハ後多々とも丈を唯死後片附人  
 の名前を以てのみ其貸金催促の公事を為し得  
 るなり故ハ其妻未だ嫁せざる内取結ひたる貸  
 金ハ尙嫁して後之を回復するの公事を丈と共に  
 始め居り而して其公事未だ片附ざる内ハ其

妻没する時ハ一旦此の公事を止むるなり而して此の時丈若し死後片附の官證を取り置りてして重ねて死去致し時ハ丈の死後片附人其妻の公事の權を取能ハし故ハ此の時ハ新たハ其妻方ハ近き者右の官證を取りて其權を回復する事を得るなり  
 借て妻没して後其公事の權を丈の引渡らざる者となし其之を定むる事甚難く未だ之ハ適當なる定例之なし然れども裁廳ハ於て其丈ハ取りて引渡らざる様相成ると成らざる



とを決せんとあるは先づ能く其道を考へ精  
 く其理を糾し以て其模様を見其上多て其権全  
 く妻ふ之なくして實ふ夫の手ふ之何る時ハ則  
 ち之を更ふ夫の引渡くとき事と定む孰もハ其  
 所ハ其證據と取らるる事實之なきふ於てハ之  
 を決する事能ハ先但し何ふても其然るべき一  
 の證據之ありを以て十をせり譬ハ夫官裁  
 を受けて貸金回復の権を備へある歎又ハ他人  
 より妻へ拂ふべき金子の一部を實ふ夫の手  
 ふ取らるる歎或ハ妻の未だ縁談取極らさ

る前他人より妻の名當を以て認めたる金子拂  
 證文を其縁ひ白て後夫婦小兒等生計の爲の金子  
 入用の時ハ何時も此の證文を以て金子を  
 辨用致さくき取極めめて妻より之を或人ハ預  
 け置し如く其支と矢張り其預け主と相成りあ  
 る時等何れも此の如き證據之ある時ハ則ち其  
 夫の引渡くべき事と相成るなり然れども其妻  
 未だ獨身中の名當を認めらるる拂證文を以て  
 妻の存命中只其利息のみを夫ハ拂ひ多るふ  
 てハ此の證文を全く夫の者と爲さく正證ふ



取り難しとん

又妻未亡夫の方不<sup>性</sup>行<sup>性</sup>うさる前の貸金不於てハ  
其行<sup>性</sup>きて後夫死して妻之不後多し時ハ是れ全  
く妻の<sup>物</sup>者あして夫の名代出て其相手不對一之  
を催促出さる事能いさるなり但一其處ハ相當の  
次第ありて妻の公事の權を他人不信任也置き  
而して夫死出さる時ハ其次弟不申り何の廉を以  
て妻獨リ之不拘合ふべき様相成るべき歟此の  
事未亡疑を存出さる所とん

又若一嫁したる女其縁談取極らさる前又を取

極りて後取結いさる約定不向獨り公事を起出  
時ハ相手方より當人其公事の本人不之なきを  
以て之を論破出さるを得ると雖も敢て夫婦連  
添中の廉を以て之を破る事能いさるなり

又妻を引取らさる前妻の取結いさる約定不向  
夫の拘合と相成るべき事ハ其模様は従ふなり  
是れ假令ハ縁談取極り後と雖も其妻の未亡  
獨身中取結いさる約定不向てハ夫婦より之不  
拘合ひ而して其約定何程不行届きて夫妻と共  
に其利を得さるると其催促人不對一夫より新



親の趣意を以て其再約をなす。又其故ありて其  
催促を延引なき。むる如き所業之なきは於て  
ハ敢て夫一人のみ公事せらるる事なきを以て  
なり故に妻死せる時ハ假令ハ妻と共其利を  
受取りあると。夫の名を以て拘合と相成多事  
なく妻の存命中其公事の権を合く夫の所有と  
為し置くされハ夫ハ只死後片附人の名を以て  
のみ其拘合を凌ぐるなり故に妻死ハ後多時  
ハ其縁談取極らざる前の約定ハ尙妻之ハ拘合  
なり

又分散の法例或ハ大借財人の法例も從て夫其  
赦免を得る時ハ其妻を引取らざる前其妻より  
拂ふべき借金は引取りて後夫婦ハ對して其  
公事を起さるる時ハ右支の赦免を以て之を言  
ひ防く事を得るなり

口嫁しある女縁談取極りて後取結ひある  
約定の事

第一章

世ハ普く論出る所を以て見る時ハ嫁したる女  
支と連添下ハ自ら持主の権を得る事能ハ故



小妻若一達添中の金子又る品物を所有一或ハ  
 此物を貸し彼物を賣り採出るの所業之ある時  
 ハ其貸金並品物を回復出るの権十分夫の手  
 ハ之あるなり是を以て夫婦互申合せの上ハ  
 一週毎尔某の金子を夫より拂ひ置きたる内を  
 其妻何程之を残し置きて之を某の元金會社  
 ハ預け置き而して後進物の名目ありて之を或人  
 ハ賣渡此時ハ夫より其買受けたる人ハ對一之  
 を貸金として回復出る事を得るなり又若一嫁

したる女其縁談未取極らざる前より地代を  
 人ハ托し置き而して縁談取極りて後夫婦別居  
 中の用意金として之を某ハ預けたる金子ハ付  
 妻死出る時ハ夫出て之を回復出るの公事を為  
 し得るなり又妻の工職仕事を以て凌取るべき  
 金子及び縁談取極りて後他人より其妻ハ拂ふ  
 べき為替手形ハ付てハ夫其間ハ立て其金子回  
 復の言前を為し得るなり又妻の名當りて拂  
 へべき諸手形等ハ夫の裏書を以て通用せらる  
 べきなり然れども此等の公事の何れハ於ても夫



獨り之を穿らふ事能はば故不連添中支全く  
 其公事の権を我り所有と為置りされハ支死  
 して後ハ妻再ハ其権を我り所有と為此を得る  
 也

又支ハ属したる金子又ハ品物を或人只其妻と  
 の約定の上出て之を凌取する時ハ假令ハ其人  
 縁談の取極りたる事を知らぬして之を凌取す  
 と雖とも其支出て浙然之を取戻此の権を備へ  
 ありなり而して未來の約定の公事ハ約定の  
 相手縁談の取極りたる事を兼知の上出て其支

ハ何の断りもなく其妻と約定を取結ふ時ハ最  
 初より支其妻ハ約定を取結ふべきの権を與へ  
 置りざるも支の所存次第其約定を破断ハ為  
 此とト又支同意の体として之を取結とめた  
 る事ハ計らふも其模様次第支十分其取捨の  
 権を備へある事ハ之あり然れども若し其  
 相手縁談の取極りたる事を知らぬして其妻と  
 約定を取結ひ而して女ハ其時我り支を其約定  
 ハ拘合ハしむるの権之なく且之を取結ふ時預  
 め其相手ハ對し支ハ代て其約定を有此趣を語



し置くべき時ハ其双方の間ニ立障りて右の如き未来の約定ハ自之を改定して其相手を拘合しむる事恐らく其理ハ當らざる事ハ之あまりなきなり

第二章

夫婦連添中妻の取結ひたる約定ハ自之の拘合と相成るべき事

夫れ嫁したる女ハ総て縁向する所ハ頼て己の取結する約定ハ自之を夫ハ拘合しむる本来の權威を備へたるハ非此而して縁談取極りて

後妻の約定ハ自之の拘合と相成る事ハ獨り婚姻の廉を以て妻の物を夫の所有物と相成したる事ハ係るハ非此其事柄より假令ハ妻何一物の持参之なくとも夫の拘合と相成るべき事之あるなり蓋し夫其約定ハ拘合する事ハ全く妻の約定を夫より申付の上其名代となりて取結ひたる事ハ考定して之を論ずるなり宜し何れハ公事ハ於てハ裁官ハ取りて妻の約定を其夫ハ拘合しむる事ハ更ハ其處ハ注目して以て之を決するなり故ハ若し夫より其權を



其て妻の約定を取結ひしめあるは尙爰に確  
 然たる證據之ある歟又ハ理ハ於て實ハ其權を  
 與へたるハ相違之なき廉見ゆるハ非されハ其  
 夫を以て其約定ハ拘合ハしむる事能ハざる  
 リ  
 是を以て妻一人より取結ひしる約定ハ尙其約  
 定を取結ひしる前後の内夫之を明白ニ兼知致  
 せし又暗ニ之を許せし何れ歟夫の同意を  
 以て取結ひしる約定ハ非されハ妻之を夫ハ拘  
 合ハしむる事能ハざるを以て一般の規則と定

むるなり

又夫の妻の取結ひある欺罔の約定ハ拘りる事  
 なり

又妻の約定ハ尙譬ハ其夫家族の爲ハ必用物  
 を整ふる如き約定ハ尙ハ則ち其妻子の爲ハ  
 之を給せしき權を與へ置きたる事より夫之ハ  
 拘合ハしむるを得也然れハ此の如き公事ハ於  
 ても雖も尙ハ裁官實ハ妻夫より其權を與へ  
 られありて後其約定を取結ひある事ハ之ある  
 べきや否爰ハ注意せざるを得也固てハ必用物



外の約定も於るや元より妻其夫より約定の権を與へられて後取結ひあるの約定なる歟と其證據を取結ひなき事不於てハ勿論の事とせり而して若し其時の模様より一般の処を以て論じるときは法不於て夫より權を與へて後取結ひし事あり然るに之を取捌くと雖も爰に相手より然るに證據を出さざる時は之を爲し其權之なき事不於て夫其拘合を凌げざる事不於成り

又妻の權威ハ悉く夫より與へられある事と考

定せらるるハ其を以て夫死する時ハ妻其權を失ひ且妻並ニ子兒等の爲し相替らば必用物を給へたる爲と雖も其以後の家資を引當として夫を之ハ拘合を以てむる事能はば假令其約定を取結ひある時妻並ニ商人と其夫の死しある事を知らしめて其必用物を賣出さる事雖も此處を以て亡夫を之ハ拘合を以てむる事能はざるなり故に此の如き公事は於てハ夫の死後片付人其拘合を凌ぐる事なり且之を給へある者より其寡婦に對して公事を起



し其代料を回復する能うなるなり  
然れども近來の公事ハ於て夫の狂乱中其妻ハ  
賣出さるる必用物ハ自夫之ハ拘合ハ事ハ裁許  
せられぬ

借て妻の取結ハある約定ハ自夫の拘合と相成  
るべき模様ノ多少を今尤ハ掲げて以て之を論  
述す

第一 夫婦同居中の事

第二 夫婦互ハ申合せの上別居中の事或ハ夫の  
不行跡より相別れ居る中の事

第三 妻の不行跡より事起りて互ハ別れ居る中  
の事

第一章

夫婦同居中妻自ら取結ハある約定ハ自其事實  
元來夫婦生計の爲ハ品物を調へたる事ハ之ハ  
る時ハ則チ夫同意の上より取結ハある事と考  
定せらるるの良口實と相成多なり故ハ右同居  
中其妻ハ相當必用の召使等を雇ふ事ハ自自然  
然ハ夫より其權を具へられて以て取計らハた  
る事とせらるるなり又夫妻と同一家屋ハ居住



致し居り而して其内より何物も限らば受取る  
 べき事を妻も許し置く時ハ其品物も向夫の拘  
 合と相成るべき事ハ裁許せらるべきなり蓋し夫  
 の拘合と相成るべき事ハ強うち夫の身上も拘  
 己るハ非也其妻をして世間交際の為め差許し  
 多る模様ハ關係ある事ハ之あるハ故ハ夫の  
 身も拘りらば遊歩の為め其妻も相應の權を  
 與て世間へ出さる時其行く先ハ於て妻の  
 取結いたる約定も向夫之も拘合すべきを得さ  
 るなり

又妻家内幕一方の爲め不調たる品物も向夫  
 一度ハ其代料を拂ふ時を其他各種の品物を調  
 へたる約定も向夫より妻も其權を與へたる證  
 據も相成るを以て夫之も拘合ハさるを得ざる  
 なり  
 又夫婦同居中夫を其妻と同意の事と考定する  
 事ハ実も重き事ありて仮令ハ妻の所業も於て  
 英通等の不義ありと雖も只其廉のみみてハ  
 其妻を離別ある迄の間英通後の約定と雖もハ  
 矢張り夫同意の事も取られ其約定も拘合ハさ  
 るなり



多を得ざるなり

又賣人或人の妻ふ賣其せる品物代料の公事小  
向賣人其物を相渡此前兼て其夫婦の間時一  
らさるを以て兩三年の間互ふ相別れ居り而  
て其別居中妻方より夫の方ふ或る時五百磅を  
拂ひ呉れ度旨を申送り而して其後又重ねて夫  
を囚獄致はしき趣を申送りあり然る夫方よ  
りを兼て數年の間其別居中衣類の手當として  
年々五十磅つゝを妻方へ送りあり一妻何時  
之代調ひて着用致しとの證據も乏なく因て

此の公事小於て裁官頭取「トレベ」氏の論一々  
る小元來賣人兵服屋某なる者畢竟其妻の心底  
ハ夫の身上を傾々ん為めの意小出る事を知ら  
此且夫婦の間柄小尙兼て不和の事情も知らに  
して全く其支を引當として其妻小相當の物と  
察して反物等指を給したる時ハ夫より兵服屋小  
對して妻の買得たる品物の代料小尙之を拂ハ  
さるを得也然れとも賣人既小夫婦不和の様子  
を兼知致し居り而して妻其物を注文致はハ全  
く夫を傾々んと是る心底小尙暗小之を助くハ



き様其品物を賣り渡す時ハ夫断然右様の代料  
 を拂ふ及ハ此假令ハ是迄夫其代料を拂ひ居  
 るとハ吟味の上其不和の模様公然と相成る時  
 ハ夫之を拂ふ及ハ此又假令ハ賣人全く其不  
 和の事情を知らぬとして賣渡しある品と雖も  
 其品物全体其妻不相當の者ハ之ある時ハ夫の  
 拘合となる所ハ唯其品物の内相當せる者のみ  
 を拂ふ事とて其他の物は自てハ之を拂ふ及  
 たり事ハ裁許せられり  
 備て又夫婦同居中にて妻約定を取結ひて品物

を買取り而して夫其約定せる事を知り居る  
 雖もハ是ハ唯夫同意の事と考定するのみして  
 必夫真ハ同意の事として夫を拘合しあるの  
 確證と定む能ハ故ハ此の同意の考定ハ假  
 令ハ夫其妻の注文せる品物を目撃せる上と雖  
 もハ妻既ハ十分衣類等の給備之ありて別ハ之  
 を買調ふ及ハ此及ハ此或ハ妻之を注文せる  
 所業を夫不兼知ハ之ある歟何れハ此の如き  
 模様之ある時ハ之を断然夫同意の事と定む  
 能ハ且其品を調ふべき権を暗ハ妻ハ其ハた



る事あり相成ら先因て此の如き公事小於てハ  
丈を以て其約定小拘合りゝゝある事能いさるな  
り  
又若し商人其丈小拘りら以獨り妻のみを信用  
して品物を懸賣致し而して裁官實小事情其れ  
小相違なき事を見届くる時ハ丈之小拘合小事  
と相成らさるなり  
又若し商人其の妻より注文を度けて其身小  
相當の若と雖も必用物小之なき品物を賣其  
出る時ハ裁官之を其妻丈より其權を度けて買

得たる事と為さるなり故小此の如き品物を  
給出る商人ハ其妻の方小丈を以て其約定小  
拘合りゝゝあるの權威十分之ある歟否其處を能  
く吟味の上りて之を賣買な出さる事勿論の事  
と以而して其賣買の公事も於てハ其取引の時  
丈より明白小口上を以て其買取多き權を其  
妻小其くたる趣を右商人より申出る歟又ハ妻  
品物を買得て所持致しある事を其丈現在目撃  
し居りなら何の不兼知も言出さる事の證  
據を出さる何れも此れ等の證據之なきも於



てハ吏より十分妻ハ其権を失くたる事と為さ  
しむなり且又過分の品を妻の調くある約定ハ  
尙只夫婦同居中の廉のこを以て之を吏ハ拘合  
ハハむるの證據となさるなり  
又若し吏より商人ハ對して我ハ妻ハ向後品物  
を賣渡し是れ同敷趣を兼て通達致し置く時ハ  
其後右商人より相替らば品物を賣出ると雖  
も吏之ハ拘合ハ事なり而して右の通達ハ通  
例右商人の奴僕返通し置くを以て矢張り其主  
人ハ通し置きし事と同様ハ相成るなり然れ

とも夫婦同居中誰れ彼れと一々其人を指さ  
して右の趣を唯一般ハ世間ハ報告致し置く時  
ハ其例を以て推し難く則ち必用物ハ尙妻の取  
結ひし約定ハ付てハ矢張り吏より其権を妻  
ハ失くたる事と考定せらるるを以て吏其約定  
ハ拘合ハしむるを得ざるなり  
又嫁しむる女ハ表向き全く其身の為めの積り  
りて自ら商業を行ふ事屢く之ありとん此の風  
龍動最盛なりとん蓋し若し夫婦同居致し  
居りて吏其妻の商業を行ふ事を兼知致し居り



而して支其妻の商利を共小凌取る時ハ妻其支の代人と為りて之を取行ひし事とせらるなり故小假令ハ其妻の名を以て凌取書及ハ勘定書を認め又ハ妻の名を以て真院道路の税金を拂ひ置くとハ商人より其商業の為め其妻小給ハ多品物小付てハ支をして之小拘合ハしむ多なり又妻の商買を取行ふ場所ハ支住居為し居らざるも妻支の兼知を得て商賣致しこる廉之ある時ハ支又之小拘合ハざるを得先而して曾て「チヤンセル」の裁廳小於ての一公事小

妻支の同意を以て商業を取行ひ而して妻其商業小付金子の手形を相渡し支其利小を凌取り妻又某より金子を借用して死去致しし事小付兼て其妻小用立たる金子等回復の為め其支小對して公事を起し而して其者より此の段裁廳へ申出せし處其時の裁官右の金子ハ全く商買柄の為め小借用せし金子なる歟其外を嚴敷吟味致しし而して以て其金子其為め小相違之なき時ハ支より之を拂はざるを得ざる趣を申渡したり然れども若し支折々妻の商業を取



行ふ場所を見舞ひしるのみして、其商賣の爲  
め、妻の取結ひある約定の向取て、夫を拘合し  
しむる事と相成らざるなり

然れども、夫の兼知之なくして、妻の夫の名を以て  
認めしる金子拂證文の向て、夫之不拘合ふ事  
なし而して、假令此の證文、夫の借金を拂ふ爲  
め、認めしるもの證據之あると雖も、夫より  
之を認めしる權を其くある事と相成らざるな  
り、故に嫁しる女、及令必用物の爲めと雖も  
も、獨斷を以て、金子を借用致し、時ハ之を夫不拘

合ひしむる事能はん、又金子貸人より、其證文中  
の夫某の所望の由て、其妻の金子を用立つしき  
旨を書加へある者、非されハ、其夫の過失を以  
て裁許を授けある後と雖も、其證文を正書と  
爲し能はん、然れども、若し妻、金子を借用して、必  
用物を調ひ而して、其必用物、夫と同様、其物  
不關係、教し居る時ハ、義不於て、其夫貸人不對し  
て、其約定の拘合の旨を得ざるなり

又男女共不同居、教し居りて、表向き婚姻の禮を  
行ひ、雖も、暗に其身の妻となさざる事



許し置く時ハ商人未<sub>レ</sub>其婚禮相濟せざる事を  
 兼知の上より其女ハ品物を賣與ふると其男  
 之ハ拘合ハざるを得此是れ此の如キ公事ハ於  
 てハ元より其男同意の上よりての事と定めらる  
 べきを以てなり而して商人ハ於て其女ハ全く其  
 男の妻ハ之なき事を兼知の上よりての事と雖と  
 も夫婦とるの結約あらざる事を報告せらるる  
 迄ハ矢張り其男を相手取りて其約定ハ拘合ハ  
 ざる事を得ざるなり  
 然れども若し男女同居中と雖とて夫婦と相成

りある表面との認め之なく唯兼て世間より其  
 男を夫と考定せざるのこゝより其女の約定を之ハ  
 拘合の<sub>レ</sub>女而して元来其男女公然と婚姻の礼  
 を行て後夫婦と相成りある者ハ非ざる庸を以  
 て其後互ハ相離る<sub>レ</sub>歟或る其女の不義より其  
 男と別る<sub>レ</sub>歟又ハ事故ハ由りて数年同居の後  
 別る<sub>レ</sub>歟何れとも此の如キ事より相別れたる  
 後ハ假令ハ必用物を調へたる約定と雖とて其  
 男之ハ拘合ハ事を免る<sub>レ</sub>なり故ハ此の如キ内  
 分の夫婦より男死せる時ハ其女生計の爲ハ必



用物を調ふべき権を男より暗に與けられし事と相成らざるを以て其後の注文等より白てハ元より死後片向人小之を拘合ハしむる事能ハ  
ざるなり

又一旦婚姻の禮を行て夫婦同居致し居りし者故ありて僧徒の裁廳より離縁の申渡しを渡け而して其後互ふ相別るし時ハ其男の兼知なくして女の取結ひしる約定より男之の拘合ふ事な假令以前より得意ハ之あるを以て商人其女を矢張り嫁しむる女の積りて相替

らハ物を賣其處より離れし男之の拘合ふ事なし然れども他命の裁廳に於て申渡されしる縁よりハ右の如き商人の権を破る事能はざるなり

第二章

是れより夫妻相共ハ熟談の上別居せる後兼ハ夫の不行跡よりして夫妻別居せる後ハ其妻他人と取結ひしる約定より夫の拘合の事を説明せし  
夫妻直ちハ別居せしき為めハ認めしる證文ハ



夫ハ妻ニ給料を送るべき由を妻の預り人と相  
 約せる箇條並ニ右預り人の其妻の借金亦別  
 居の前後ニ借用せしむ拘りらるるに於て夫ハ迷惑  
 を相懸け同敷旨を加して相認めし者ハ慥に  
 る譯文の由「クウイーンベンチ」の裁廳より浙然  
 と公裁せられしり而して此譯文ハ公議院に於  
 ても各其箇條の趣意を遂げらるべき事ハ裁許  
 せらるし

又夫妻後妻別居せんとて相認め一決の趣意之  
 なくして直ちニ相別るべき為めニ設けしる譯

文ハ非ざる時ハ其書面虚無となり故ニ婚  
 姻の前ニ後妻の事を慮り他日夫妻の間ニ事お  
 りて別居及ぶ時ハ夫より妻ハ若干の手當を  
 致ししとの約定ハ虚無となり又一旦別  
 居せる夫妻再ニ同居せんと為めニ書面を以て  
 其約定を取結し且若し又後日止む事を得ざる  
 次第ありて再別居する時ハ夫の取多しき入金  
 妻之を凌取りて其所有と為しき旨を相約し  
 而して妻の借財亦付てハ妻の母之を引渡して  
 夫ハ迷惑を相掛け同敷趣旨取結ししる約定ハ



此 惟ある約定とあるは、此の事未だ論定せ  
假令ハ夫妻別居して其妻ハ別ハ活計を営み居  
るに雖とも其身一己にて嫁せざる女の如く約  
定を取結ふ事能はざるなり然れども夫妻別居  
して其妻の身分ハ應ハ夫より妻の爲めハ十分  
の手當を給ハ置く時ハ假令ハ商人之を知ら此  
して其妻ハ必用物を賣出るとも夫之ハ拘合  
ふ事なく而して假令ハ其別居ハ向テ證書を取替  
せざるは亦且其手當の儀ハ向テ夫妻の間ハ書

面の約定之なりと雖とも右の廉々を以て商人  
より夫を以て前段の必用物ハ拘合ハしむ事  
能はざるなり又夫妻暫時の間別居して右箇守  
中妻並ハ子供等の必用物の爲ハ十分の手當を  
教ハ置きしるハ商人其次第を兼知教ハ又ハ其  
妻の自奉過おハして夫の身分等ハ不相當なる  
事を知りたり其妻ハ品物を賣出るときハ夫  
之ハ拘合ふ事なり  
凡て是等の公事ハ於て夫の拘合ふべきハ拘合  
ふべしとあるハ唯夫其妻ハ約定を取結ふ



き権を與へたるを以て之を決せ  
 るなり而して先づ第一は夫妻同居中の妻  
 の約定は尙夫より之を取結ぶべき権を與へた  
 ることと考定せらるる事ありと雖とも今其妻  
 夫と別れ居る時ハ之を同様論ずるを得先づ  
 二は夫妻別居中ハ夫より妻の生活の爲めハ不  
 足なく其手當を致し置くを以て其外ハ品物懸  
 借等の爲メ約定を取結ぶべき権を夫より妻ハ  
 與へ置く事なり故ハ此の如き公事は於てハ妻  
 其夫の代人となり夫の名目を以て物を借り取

る事能はざるを以て夫ハ其公事ハ拘合ハ事な  
 きなり此の故ハ夫妻別居中其妻ハ品物を賣與  
 せる商人ハ諸事委しく探索の上より約定を取  
 結ぶべき事なり若し其儀ハ及らざれば唯其妻  
 の事を信用し之ハ品物を賣與して損失等之何  
 る時ハ其商人の自損自失多し又嫁したる  
 女其夫と別れ居る時取結ぶべき約定ハ尙其夫  
 を以て之ハ拘合ハしむるハ唯其夫妻相共ハ  
 別れ居りたる由のみみてハ何の證據と爲先事  
 能は故ハ必右の夫妻云々の次第より別居せ



るを以て夫より暗に其妻に約定の権を以てし  
りとの證據を申立つべきなり蓋し其次等とい  
夫より妻を出し置きたるより又夫と妻相談の上  
別居せしむる其由を申出つし  
然れども又妻別居中商人より其妻に必用物を  
賣與せる公事は於て前段の如き事を申出たら  
る時ハ夫より妻の手當料を以て取窮め通り相  
違なく拂ひ置きたる由を申立つべき事なり而  
して若し其手當料取窮め通り相渡さるる事ハ  
拂ひ置きたる由を申出たらる時ハ又其公事

ハ拘合ふべき事となるなり又若し妻より手  
當を凌げて別居相暮し居る事ハ唯妻の間  
て證文を以て相違あると雖も預り人仲入の  
より取組みたる證文ハ非されハ其證文虚無  
なり又其妻の公事ハ拘合ふべき事となるな  
り又其妻の別居を於て夫より妻へ永続の手當  
金の代として其の所有物を相譲り而して其事  
を證文に認め其品を預り人ハ相渡し置く時  
ハ其後妻に必用物を賣與したる公事を起さる  
ると雖も又夫より預り人右の譲り物を凌取り



て諸事其證文の通り取行つれらる趣を申出つ  
しきなり

又夫妻別居の後妻より其夫を訴訟致し僧徒の  
裁廳に於て夫婦離縁の上夫より離縁後の扶助  
金を贈るしき裁許を受けらる後と雖とも若し  
夫より其金子を拂ひらる時ハ妻必用物注文の  
約定の付夫より其名目を以て之を取結らるる  
權を附與せりと考定せらるるの權ハ再び蕪  
生出らるり而して離縁後其女必用物を賣與  
せらる商人ハ其先夫に對して公事を起しを得る

なり又夫妻相談の上別居致し而して妻の活計  
の付てハ何の取窮めなく其後ハ妻より僧  
徒の裁廳に出で夫に對し公事を起して離縁を  
願ひ而して其公事未だ今く裁許ハ相成らるる  
内ハ其夫裁廳より免ハ角妻の扶助金として一  
箇年ハ四百磅つゝ相拂ふべき旨を申付られて  
最初之を拂ひらる然るハ其公事相濟みらる後  
ハ夫より一ヶ年ハ三百磅よりハ拂はらるハ  
其後右の事ハ必用物を賣與せらる者より其先夫  
に對して公事を起しらる此の時裁官其先夫



より女不差送るゝき扶助金をハ取窮め通り不  
足なく相拂ひ居ゝるを問紀し而  
して若し其通り拂ひ置ゝるを於てハ其先支  
ゝる者其公事ハ拘合ゝる由ハ裁許せられ  
し又其の公事ハ於てハ妻より支を認め僧徒の  
一裁局より離縁後の扶助金を取るゝき裁許を  
得ゝり其後妻ハ受取ルルハ公事ハ裁許を裁廳其夫より持出し  
るゝ其裁廳よりハ前の裁許を法典ハ當りある  
趣ハ論ゝり然れハ支初めより引續きて其  
金子を拂ひ居ゝる以て裁廳の申渡しハ若

し其夫より金子を拂ひさりゝるハ別股の新  
裁許ハありしと雖も其金子を拂ふ事を止  
めしハ非されハ箇様の願を差出ル事相成ら  
る由ハ申されハ然るハ商人より其妻ハ必用  
物を賣出せる事ハ尙支ハ對して公事を起しけ  
る右の扶助金ハ元より私を以て宛行ふ金子  
とハ取多しゝるを以て假令ハ其金高ハ支  
の身代ハ取りて不足なりとて過分なりとて法  
外於てハ之を問ふ事なく支より引續きて之  
拂ひ居ゝる内ハ其妻ハ賣出せられゝる必用物



ハ夫の拘令ハ相成らざる由ハ裁許せられし  
又夫の不義残酷の悪行ハ其妻より之を僧徒の  
裁願ハ訟く公事中未だ離縁後の手當料を  
取らざる裁許を度けざる内ハ其妻ハ賣其せら  
れし必用物ハ夫之ハ拘令ハなり而  
て假令ハ其後裁許ハ相成りて商人其妻ハ必用  
物を賣其せし日の前日より其手當料を拂ふ  
事ハ定まると雖も此廉を以て夫其拘令を  
免る事能はざるなり

又夫其妻ハ十分の手當料を贈らざる事を取窮

めて其通りの金高を相拂ふ事ハ拘りらば猶其  
妻の借金を拂ふべき趣を約定する時ハ夫其借  
金ハ拘令ハなり而して此の如き時ハ夫其妻の  
取給はざる約定を取用はざる事と成らざる  
ハ然れども若し夫後約を以て其の事情あり某  
の次第ハ由てハ其の借金を拂ふべき由ハ取窮  
ある時ハ他人より其夫を訴訟するハ當りて其  
事情其次第十分夫の拘令はざる趣ハ相成り  
る趣を申出つし

又夫妻の別居する事ハ於て假令ハ夫より其妻



ハ贈給せしと雖トモ妻自己の儲蓄扶助ありて  
盛んハ世を渡り居る時ハ其妻ハ賣與せられ  
らる必用物ハ拘合ハ事ナシ然れトモ國王の存  
意を以て其妻ハ時限不定の養老金を賜らる  
事ハ此の廣を以て其妻の拘合を免る事  
能はざる

又夫不法無理ハ其妻を追ハ出た時ハ法ハ於て  
夫其妻の給養ハ拘合ハ事ナシ而して其妻の申出  
事を信用致さる由を右の夫より新聞  
紙より諸人ハ布告致シ又ハ人毎ハ之を別々ハ

報告せしと雖トモ其別居中他人より其妻ハ賣  
與せられらる必用物の拘合を免る事能はざる  
事なり但し其必用物ハ夫の品位ハ適當ハ身ハ  
ハ相應ハ事此の如き事件ハ於てハ妻其夫  
の名目より必用物を懸借リハ買取らる事  
夫より差許されらるトモ同様ハ相成り而して夫  
ハ其身悪行ある廉を以て其妻ハ假ハたる名目  
を取戻ハ事を許されらる事

又夫自ら其妻を悪ク取扱ハ其妻夫の後夫  
の所行を恐る事ハ理ありて止む事を得ハ自



分より其家を出去る程其夫の残酷の所行のあり  
 る時ハ夫より其妻を逐出せむと同様の格にて  
 夫其妻の必用物ハ拘合ふ事是れ實ハ至極尤な  
 る道理なり而して此の如き時ハ夫より其妻ハ  
 再び歸來致され度旨を申送り候と云々する廉  
 を以てハ其別居中他人より妻ハ賣與せられ  
 る必用物の拘合を終る事能ハざるなり然れど  
 若し妻一通りの争論等にて夫の家を出去る  
 時ハ夫其妻ハ賣與せられざる必用物ハ拘合ふ  
 事無かるべし但し若し妻其夫の家を出去り

る後夫其妻の居処を知りたり更ハ其再び歸  
 來候とき旨を申送り候趣判然と云々於て  
 ハ夫其必用物ハ拘合ハざるを得  
 又エルレンボロハ氏某の公事ハ於て若し夫他  
 より女を連れ来りて妻となし本妻夫の家ハ同  
 居候事能ハざる殿ハ成り行き其妻遂ハ住居  
 を移して夫ハ別居し時ハ別居中夫より必用其  
 妻ハ必用物を供給候べき趣ハ裁許せりと云々  
 リ是れハ高見明断の裁許なりて春七隅藏兩人  
 の公事裁許の時ハ裁官頭取ハバスト氏并ハ裁官



ハルク氏も此の説不同意せり而して堀藏平ハ  
 兩人の公事ハ此の説不相及して裁判せられ  
 多を以て法典不非ざる由云ハれり故ハ夫  
 不法ハ其妻子を去て之ハ何の手當と致さる  
 者ハ他人より其妻子ハ賣其せられり必用物  
 ハ拘合あり

又若シ其妻を戸外ハ追ひ出シ而して其妻  
 と不和合の廢申開きの為め裁廳ハ書面を差出  
 此事ハ府代人を頼む時ハ其代人ハ對して拘  
 合あり而して其代人ハ諸入費の事ハ向夫ハ

對して公事を起し時ハ其妻活計料の内より之  
 を拂ふべき餘金の有無を問ひて夫より其  
 諸入費を拂ふべき事ハ裁許せらるるし又妻の  
 方ハ確然たる道理ありて裁廳ハ離縁の事を願  
 ひ出るより夫の名目を借りて其取扱人を頼み  
 入るるの權ある事ハ裁許せられり又妻其夫  
 の同意を以て不法の渡世致せる事ハ府裁廳  
 ハ告訴せられり時其妻代人を頼みて其事を  
 辨し而して夫方より其妻右代人の為ハ防護せ  
 られたる事を知りてハ其代人ハ右手敷料



を拂ふべき事ハ無論なる由ハ裁許せられし  
 然れども爰ハ夫妻あり其妻夫の悪遇を凌げ難  
 儀を蒙るを以て夫の己を呵責囚閉する残酷の  
 所行を裁廳へ訴へんとて代人を頼みしり然る  
 日右一命ハ向此の代人ハ若干の金子を貸した  
 る者ありし故ハ代人カを得て右の夫を訴へ  
 罰を受けしめたり借て此の處よりハ金主方此  
 の訴訟の爲めハ貸ししる金子を其妻の必用の  
 爲めハ貸渡したる金子なりと云ふ虚を以て其  
 夫より回復する事能は是れ如何とされハ右

の金子ハ妻の爲めハ必用ハ似しりと雖もト  
 實ハ夫の刑罰の爲めハ用立ちしる金子なるを  
 以てなり又夫妻別居の爲め取替りせの謬文を  
 得るハ向妻の引受人より差出せる諸入用ハ  
 夫の拘合ハ事なり

第三章

是れより妻の不行跡より夫妻別居せる後ハ其  
 妻他人と取結ひしる約定ハ向夫の拘合の事を  
 説明せし  
 妻密通の罪を犯して自ら夫の家より逃去リ又



ハ其故を以て夫ハ追出され或ハ夫の残酷なる  
取扱を變けて餘儀なく夫の家を去りたる後  
ハ此の如き罪を犯し而して夫再ハ其妻を納る  
事を行なわしむる後ハ假令ハ夫より新聞紙等  
を以て其妻の事を信用致し間敷由を商人一般  
ハ布告致さし又人毎ハ之を通告せしむる又  
ハ假令ハ夫の身ハ密通の罪を犯し居りて其妻  
を逐出し而して其妻方より再ハ歸來致し度旨  
を申入るる時ハ其別居中他人より其妻ハ賣其  
せられし物ハ付てハ真の必用物と云ふこと

夫之ハ拘合ハ事ナシ商人某の妻密通の虞を以  
て離縁せられし由を兼知し而して之を見  
るハ更ハ離縁の證據有きを以て其夫を目當ル  
て其妻ハ賣其せる品物ハ付てハ右商人之を其  
妻ハ供給せる時其品實ハ其妻の爲めハ必用ハ  
てありしとの證據を差出せるものハ夫ハ拘  
合しし事ナリ

然れども夫より妻ハ年當の給料を拂ふべき由  
を妻の引渡人と約定せる證文を以て堅く取窮  
めしむる別居の後ハ其妻の密通せる事ハ假令ハ



僧徒の裁廳よりの申渡しにて其密通の事相違  
之なくとも此廉を以てハ夫より其手當料を拂  
りつる公事の申開きハ相成らざる趣ハ裁訴せ  
られしり

又妻密通奸淫せざるを以て夫より之を嫌ハ避け  
其妻子を其家ハ捨置き且自分の家名をと其従  
其家ハ残し置きて他所ハ別居致し右別居ハ向  
其妻子ハ何の手當と致さし而して其妻奸通の  
事其終まで其家ハ住居せる内ハ他人より其妻  
ハ必用物を賣與せる公事ハ於て夫ハ其家の中

みて賣與せられしる品のみハ拘合ふしき趣ハ  
裁訴せられしり是れ如何とせられハ此の如き形  
様よりハ其妻ハ必用物を賣與せる者容易ハ其  
夫妻の間を察し別居の情を知りしきの理あり  
を以てなり然れども裁官頭取アイル氏の説ハ  
若し其史箇様の事ハ付既ハ他の商人ハ公事を  
起されしる事あるを以て此の商人必ハ其妻の  
様子を兼知せりと決定する事を得る時ハ之を  
以て其訴訟を防ぐ事を得しと云しり而して  
裁官アルラ氏ハ此事を不審と云しり



又萬兵衛彦藏<sup>マンヘイ</sup>兩人の有名なる公事<sup>コト</sup>おぼて裁官  
 十一名の討論ありける内八名の同説ありて他  
 の三名の説を論破して左の如く裁断せり信て  
 專其丈の兼知せざるを不法<sup>フホウ</sup>お其家<sup>ウチ</sup>を出去りて  
 久しく帰らぬ而して其丈より其妻の言辞を信  
 用して之<sup>コノ</sup>品物等を賣出致し間敷旨を断然と  
 商人<sup>シヤウジン</sup>お申合めたる後<sup>ノチ</sup>お其商人より右の妻<sup>メケ</sup>お品  
 物を賣出せる時<sup>トキ</sup>お假令<sup>カゼ</sup>お其方より妻生活の為  
 め<sup>メ</sup>お何の手當<sup>テ</sup>お之なくとも又假令<sup>カゼ</sup>お其妻<sup>メケ</sup>お密  
 通奸淫<sup>ミツカウ</sup>の罪<sup>ツミ</sup>ありとも又其品物の代料<sup>ダイリウ</sup>お拘合<sup>クワカヘ</sup>お

事<sup>コト</sup>ありて其品假令<sup>カゼ</sup>お必用物なりとも之<sup>コノ</sup>お  
 拘合<sup>クワカヘ</sup>おさるる<sup>ル</sup>尤<sup>モトモト</sup>其妻より一旦復歸<sup>フキキ</sup>教<sup>シ</sup>一度旨  
 を申入れて丈<sup>シヤウ</sup>之を納れざる後<sup>ノチ</sup>お此の如く商  
 人より其妻<sup>メケ</sup>お賣出<sup>ウツ</sup>ある品物<sup>シヤモノ</sup>お内<sup>ウチ</sup>丈<sup>シヤウ</sup>をて之  
 お拘合<sup>クワカヘ</sup>おしむ<sup>シ</sup>を得る事<sup>コト</sup>あり  
 又<sup>マタ</sup>レモンド氏の説<sup>セツ</sup>お若<sup>シ</sup>お妻<sup>メケ</sup>其丈の家<sup>ウチ</sup>を出去  
 る時<sup>トキ</sup>お假令<sup>カゼ</sup>お其妻<sup>メケ</sup>密<sup>ヒソカ</sup>丈<sup>シヤウ</sup>と共<sup>ニ</sup>お逃<sup>ニゲ</sup>去<sup>ル</sup>れる<sup>ル</sup>お此<sup>ノ</sup>お  
 とも又密通奸淫<sup>ミツカウ</sup>の事<sup>コト</sup>お此<sup>ノ</sup>お去<sup>リ</sup>たる<sup>ル</sup>とも  
 其妻<sup>メケ</sup>を信用<sup>シンヨウ</sup>して之<sup>コノ</sup>品物等を賣出<sup>ウツ</sup>ある商人<sup>シヤジン</sup>お  
 其得失<sup>シツバツ</sup>唯<sup>タダ</sup>自分<sup>ミヅカ</sup>の了見<sup>リョウケン</sup>たる<sup>ル</sup>お丈<sup>シヤウ</sup>お拘合<sup>クワカヘ</sup>お



事なりと云り

然れども妻其夫の家を去りある後不復歸り  
来りて其夫再ひ之を納れて親睦ある時ハ其  
後妻の取結ひある約定ハ拘合ニ事其出ま  
如くもして恰と右出まの事なりと云り  
同様の  
處置と云り

又妻一の罪状ありて一時の入牢を申渡され  
る時ハ若し其妻牢番の欺罔ありて不相當の場  
處ハ差置られし<sup>後品物と結納せし</sup>時ハ假令ハ其妻必用物の為  
めハ約定を取結ふと云り又ハ之ハ拘合ニ事なり

然れども又萬兵衛彦藏の公事ハ於て時の裁官  
訴訟人萬兵衛を助けしる説きて若し妻重罪あり  
りて入牢せる内ハ牢番之ハ食物を給する時其  
夫之ハ拘合ありし事ハ明法ハ叶ひしる趣ハ裁  
断せられし

ハ夫婦中妻の取結ひしる約定ハ尙其妻を  
獨身の女として考ふべき時の事

凡て嫁せる女ハ夫と相連れ添ふ間ハ取結ひし  
る約定ハ尙假令ハ夫と共ありて又ハ己れ一人  
ありて人を訴訟する権勢もなく亦人ハ公事を



起さるる能くもなす元来正論熟考ふ於てハ妻ハ妻として別ふ一体の物あるハ非此法律定制ハ於てハ夫妻を以て兩身一体の物と出さるる而して假令ハ妻密通奸淫の事ハ付夫と別居出さる間と雖とも其妻の諸權諸物ハ皆夫の手中ハ在るを以て妻の諸約定等を相遂くしき方畧ハ妻の身ハ備はり居らざるなり故ハ約定ハ付妻の能力なしといハ則ち此の道理ハ由てなり夫妻連添中ハ妻其夫の支配を凌ぐるを以て自ら諸事を可否許諾出さる事能ハ此といハ説ハ由れるなり

非也

而して當時ハ夫妻證文を取替して別居致し夫より妻ハ十分の手當をなして別居計を営まむる事なすハ夫妻の縁未だ解けざるを以て右別居中其妻獨身の女ノ如く一己として他人と約定を取結ぶを得ざる事確然と定められ多し前条の次第なすハ夫妻の縁猶ほ存在出ざるを以て假令ハ夫ハ其妻の借金ハ拘合りざる股ハ其妻とも其妻ハ未だ獨身の如く必用物の為めハ約定を取結ぶ事能ハ此又法ハ於て其約定ハ付人



を訴訟せる事と人ハ訴訟せらる事と能ひさ  
るあり而して其妻を信用して之と約定書を取  
結ぶ者ハ唯其妻の心底ハ依頼しつゝの取捨ありあり  
故ハ嫁せる女ハ假令ハ密通奸淫の事ハ白丈と  
相別れ居りて假離縁夫妻寢食を共せざると相を假離縁と云ふ  
成り而して其女勝手の名目より別居せる間  
他人と約定を取結ふと雖と右約定ハ付他人  
より其女を獨身の女間の如く相手取りて公事を  
起し事能ひさるなり  
然れども他の規則ハ於る如く此の規則ハ於

て規則外の格一二条あり然れハ一般の規則  
ハ於てハ假離縁の故を以て妻の約定ハ付て夫  
を訴訟せるを得其離縁未全からざる庸を  
以て妻を獨身の女間の如く相手取る事能ひ然  
る時ハ其妻困窮の場ハ至ると雖と約定を取  
結ぶを得ざるを以て自然飢渴及ふの悲みあ  
らく而して之ハ物を賣與せる人ハ其贖償を  
訴ふる所なきの歎きあり故ハ又格別の法  
を設け其時の事情より形態ハ從て以て之を  
裁断せらるなり



故に又若し支罪状あり一時或は終身の流刑に  
處せられ法に於て其支死者同様にして此の世  
に存在せざるが如くは考定せらるる時ハ其妻  
一己にして他人と約定を取結ぶ事を得自かして  
其拘合を度け其約定の白人を訴訟せる事も人  
は訴訟せらるる事をと得ざるなり又支流刑に決  
せられ既ハ其申渡しを度けて磨くハ船中に入  
りて猶ほ此の國に滞留致し居ると雖とも其流  
刑未だ赦免ハ相成らざる内ハ其妻獨身の女と  
して考定せらるるなり又其の公事を於てハ支

七年间の流刑に處せられ其期限を過ぎたる後  
も猶ほ他處に留りて此の國に歸り来らば然  
らば其妻の取結ひたる約定の相手  
より其妻を獨身の女の如く訴訟致したるは時  
の裁官「アルヴァンレ」氏之を裁断せざるは備て  
其支の流刑申渡しの書記を見れば右の支先づ  
此の國になき者となりたるを以て訴訟人より  
其妻を獨身の女として相手取る事極尤の次  
第なり且又假令ハ流刑期限を過ると雖とも其  
支實ハ此の國に歸来せざる時ハ其公事をなせ



の理猶ほ許認人小存在出多なり然るを若し相  
 手方より右流刑期限打過きしを以て其妻  
 多者最早獨身として許認せらるるの理なりと  
 云り其理なきの確證を申出つしと云り  
 然れども唯其支の勝手にて此の國を去り居る  
 事のいふて此の國小なき者より此の國を以  
 て其妻を獨身と取らざるは此の説稍疑ふべき  
 多似たりと云り

又假令ハ此の國小對して外敵  
外敵の事下と  
 卷小詳有り  
 なること其妻婚姻の前後小拘りらば他人と取

結ひたる約定小付其身獨女の如く唯一已にて  
 他人小對して公事を起し事能はざるなり  
 然れども若し支外敵となり其妻此の國小住居  
 して借金を買ふ時ハ貸人より其妻を獨身の女  
 として許認出多事を得多なり但し其支唯外國  
 人より長く此の國外小滞留せる事のいふて  
 ハ法律小於て其妻をして獨身の如く約定の拘  
 合を渡けしめざるなり而して又妻自ら獨身な  
 る体を人小示し其人之を獨身なること信し  
 て共小事を相約せる時ハ右約定小付其妻一已



るに拘合を凌ぐべきや否此の事未だ論定せし  
外國人一旦此の國に住居して一時他國に出  
る者ハ再来出くうらざる證據あるハ非されハ  
復此の國に歸るべき事と考定せらるるなり故  
ホエルレンボロシ氏其の公事を論じて夫婦共  
外國人より若し其夫妻一旦此の國に住居して  
其夫他國に出る時ハ假令ハ其妻を此の國に  
残し置き外國に行きて其國に勤仕せると雖も  
ハ約定等ハ其妻を獨身として訴訟する事能  
ハ此と云ひたるハ「キングベンス」の裁廳にて此

の說を用ひて其公事を裁許せり又英國の人此  
の國外に居ると雖も何時もハ國王に呼び  
返さるる事を得べくして多分再ハ歸國致さ  
しと考定せらるる時ハ法律ハ於て唯其人の國  
外に居れる庸のこを以てハ之を死人同様と致  
さるる事ハ明なり故ハ若し其妻此の國に於て  
約定を取結ぶ時ハ假令ハ其妻自分一己の爲め  
ハ獨身の名目を勝手ハ取用せると雖もハ其  
約定ハ付他人より之を獨身として訴訟する事  
能ハ此亦其身よりハ他人に對して公事を起さ



事能いさるなり又夫を散人と相成り右を散の  
慶置を遂げ出して出奔せる後其妻の取結ひ  
する約定の公事お於てハ假令其夫今も引續  
きて國外お居ると雖も右の約定お白て其妻  
を訴訟せる事能いさる趣お裁許せられし然  
れども又夫國外お出て七年の間絶して音信  
を聞らざる處おてハ其夫最早死去せりと考定  
せらるし而して其妻自ら諸事お拘合を度く  
しきふ似たり

龍動府の風習お於てハ人の妻其夫お拘りらる

一已もて商賣する者ありて此の如き商婦ハ同  
府の商事お府内の裁廳お於て人を訴訟せる  
事お亦人お訴訟せらる事お相成るなり然れ  
ども同府お於てハ「ウエストミンストル」の裁廳  
お於けるり如く右商婦の公事訴訟お假令ハ婦  
ハ其本人ありと雖も猶ほ其夫を相添く兩名  
もて之を取行ふなり

此の如き商婦の死後片白人ハ法お於て其婦商  
道もて取結ひする約定お白人より公事を起さ  
る事あり假令ハ其片白人諸拂ひを致せる残



金之ありて右約定の借金を拂ふ足ると雖も  
も之を論せし

又裁廳より相當の處置を以て夫妻の本離婚を  
申渡す時ハ其妻の不能力忽ち其身を去りて再  
ハ昔時の能力ハ復シ未嘗て婚姻の礼を行ハ  
ざりし女の如く約定不向て自ら其拘合を凌ぐ  
るなり

又夫妻連添中ハ取結ひし約定不向夫妻一所  
ハ公事を起し事あり故ハ譬ハ妻の医方を以  
て人の創を治する如き其妻の身不向するカ

劣技術の爲めハ不明なる約定あるカ又ハ謬文  
手形等其妻の名當りて認めらるカ又ハ金子の  
手形其妻ハ拂ふべき様ハ認めらるカ又ハ其妻  
妻兩名ハ記せる時ハ右等ハ自公事を起し其  
其妻と共ハ之を訴訟せし但ハ一人より  
も之を訴訟する事を得るなり又凡て訴訟より  
生ずる所の利益等其妻ハ歸スべき公事なるカ  
又ハ其公事不向て妻の身より出くる趣意之有  
る時ハ夫妻共ハ其公事を起し事を得るなり又  
前段の如き事情より夫妻一所ハ公事を起し裁



訴を得て相手より凌取多しき金子ハ若し其拂  
 期限前ハ夫死去出多ク於てハ其妻之を凌取る  
 事を得るなり然れども爰ハ一の丈夫あり其家  
 資全く其妻の權有て之を所有せる物有るハ其  
 丈一己の權を以て人ハ地面を貸し渡せり然る  
 ハ此の地代回復の公事ハ丈一人有て之を訴訟  
 せしむ妻ハ之ハ加<sup>多</sup>るを得ざる趣ハ裁許せら  
 れしり

又嫁せる女ハ人の死後片白人となる事を得る  
 有り而して其の公事ハ於て嫁せる女其丈と連

添中ハ他人の死後片白人となり右死者代人の  
 腐りて其丈ハ貸ししる金子の爲めハ其丈並ハ  
 某氏と兩人より連名の證文を取りしり然るハ  
 其丈死ししる後ハ其妻右の證文有て前書の金  
 子を某氏より回復出<sup>多</sup>るを得る事ハ裁許せられ  
 しり



約例法論第二篇卷之二終

卷之二

約例法論

約例法論第二篇卷之二終



